

新型コロナウイルス対策支援策・相談窓口のご案内

助成等の内容は変更になる場合があります。詳細は、各担当へお電話にてお問い合わせください。※5月26日(火)現在

《子育て支援》

相談	子育ての悩み相談	家庭内でのストレスが増えていませんか？話すだけでも気が楽になりますよ。どうぞご相談ください。	町子育て世代包括支援センター「にこっと」 ☎028(677)6040
給付	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給世帯の対象児童一人当たり1万円を上乗せして給付します。※対象者には通知文を郵送しています。	子育て支援課児童福祉係 ☎028(677)1333
貸付	町奨学生追加募集	7月31日(金)まで追加募集します。経済的理由により修学できない人が対象です。大学生・短大生・専修学校等：月4万円以内、高等専門学校生：月3万円以内、高校生等：月2万円以内	学校教育課学校管理係 ☎028(677)6098
提供	家庭学習応援サイト開設	休業中の家庭学習をサポートできるよう、時間割と学習内容、各種資料や課題等を町教育委員会のホームページに掲載しています。	学校教育課学校教育係 ☎028(677)1414

《労働者・生活支援》

給付	休業等対応助成金・支援金、資金相談	厚生労働省では、小学校等の臨時休業などにより仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する制度を設けています。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120(60)3999 受付時間/毎日9:00~21:00
給付	生活福祉支援金	高齢者のみの世帯など、支援が必要な人に1万円を給付します。※対象者には通知文を郵送しています。	健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112
貸付	緊急小口資金	休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的に生計維持が困難となっている世帯に、10万円または20万円を貸し付けます。	町社会福祉協議会 ☎028(677)4711
貸付	総合支援資金	失業などにより収入が減少し、中長期的に生計維持が困難となっている世帯に、月15万円以内(単身世帯)または20万円以内を3ヵ月貸し付けます。	
給付	フードバンク事業	休業などにより収入が減少し、生計維持が困難となっている世帯に、米、缶詰、レトルト食品等を給付します。	
給付	マスク提供事業	①マスクを自力で確保できない世帯に対し、ボランティアが手作りした布マスクを給付します。 ②公共機関(病院、金融機関等)に行く際にマスクが必要な人に対し、使い捨てマスク1枚を給付します。※数量限定	
給付	住宅確保給付金	離職などにより居住を失ったまたは失う恐れが高い人に、就職活動等を条件に一定期間家賃相当額を支給します。	

《労働者・生活支援》

給付	国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金	給与の支払を受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、その療養のため就労ができず給与を受けられない期間において傷病手当金を支給します。	住民課国保年金係 ☎028(677)6038
免除	国民年金保険料の免除	収入源となる業務の損失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合、国民年金保険料免除申請ができます。	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
猶予	税金の徴収猶予	収入が大幅に減少した人を対象に、徴収猶予できる場合があります。	税務課納税係 ☎028(677)6035
猶予	下水道・農業集落排水施設使用料の支払い猶予	収入が減少しているなど一時的に支払いが困難な人は、4・5月請求分の支払いを最長4ヵ月猶予できる場合があります。	建設課下水道係 ☎028(677)6021
猶予	し尿処理手数料の支払い等の猶予	収入が減少し、支払いが一時的に困難となっている人に対し、支払い等の猶予をします。	芳賀地区広域行政事務組合環境クリーンセンター ☎0285(72)2522

《中小企業・農業者支援》

貸付	芳賀町新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	芳賀町独自	運転資金の貸付を行います。貸付限度額1,000万円、貸付期間7年以内(据え置き1年)、利率1.0%、利子補給1.0%(3年間町補助)、保証料全額町補助	町商工会 ☎028(677)0144 商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018 ※その他各種融資の相談を受付中
給付	芳賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	芳賀町独自	栃木県の4月21日から5月6日までの休業要請に応じた事業者に対し、協力を一律10万円上乗せします。	
給付	雇用調整助成金		休業等助成1人日額8,330円(上限)※助成率は企業規模、雇用状況により変動する場合があります。	町商工会 ☎028(677)0144 商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018 ※その他各種融資の相談を受付中
給付	持続化給付金		一月の売上が前年同月比50%以上減少した農・商工業事業者に対し、資金を給付します。 上限：法人200万円、個人事業100万円	農政課農業振興係 ☎028(677)1110
給付	事業者向け緊急対策支援金	芳賀町独自	売上が前年比で20~50%未満減少した事業者に対し、減少率に応じ10万~40万円を給付します。	商工観光課商工観光係 ☎028(677)6018
給付	農業者向け緊急対策支援金	芳賀町独自	売上が前年比で20~50%未満減少した農業者に、減少率に応じ10万~30万円を給付します。	農政課農業振興係 ☎028(677)1110
相談	融資相談		農業経営に大きな影響を受けている農業者に対し、融資制度等をご案内します。	農政課農業振興係 ☎028(677)1110